第

5 9 9 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2018年)$ 平成30年 7月 10日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 法人成りに伴う税務の取扱い

Q:個人で営んでいる事業を法人化しようと思っています。個人事業の最終年に何か注意することはありますか?

 $oldsymbol{A}$:次の点に注意してください。

【解説】

個人事業を法人成りする場合には、次の点 に注意してください。

①個人事業税の見込計上

事業税は、納付した年の必要経費になりますが法人成りの場合、金額が確定し納付するときには個人事業を廃止しているので、事業所得の必要経費にはできませんし、個人の軽業所得に対して課される事業税を、法人の経費に計上することもできません。そのため法人成りの場合に限り、事業廃止年の所得に対する事業税の見込額を、その年の必要経費に算入することができることとされています。

②資産の引継ぎに伴う所得税の課税

個人事業の資産を法人が引き継ぐ場合、個人事業に係る資産の譲渡に対し、棚卸資産には事業所得、固定資産には譲渡所得としての所得税が課税されます。この場合、棚卸資産は通常の売買価額の70%以上、固定資産は時価の2分の1以上の対価を受取っていなければ、棚卸資産については売買価額の70%、固定資産については時価で譲渡があったものとして所得税が課税されます。

③資産の引継ぎに伴う消費税の課税

事業者が消費税の課税事業者であるときは、 土地の譲渡のように消費税の非課税取引となるものを除き、消費税が課されます。







